

【経緯】

- ① 難聴児の早期支援を促進するため、令和元年3月に国において「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」が開始。
構成員：共同議長 厚生労働副大臣 ・厚労省社会・援護局障害保健福祉部長、同局企画課長、医政局医事課長、子ども家庭局母子保健課長
共同議長 文部科学副大臣 ・文科省初等中等教育局長、同局特別支援教育課長、同局医学教育課長
- ② 令和元年6月に、同プロジェクト報告において、「難聴児の早期支援を促進するため、保健、医療、福祉及び教育の相互の垣根を排除し、新生児から乳幼児期、学齢期まで切れ目なく支援していく連携体制を、各都道府県それぞれの実態を踏まえて整備する」ことが示され、「都道府県において作成する難聴児の早期発見・早期療育推進プラン（仮）の指針となる基本方針が出される」こととなった。
- ③ 令和4年2月に、②に基づき、国（厚労省社会援護局障害保健福祉部長、厚労省こども家庭局長、文科省初等中等教育局長）から、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」が示され、都道府県は計画を作成（独立した計画や障害児福祉計画など関係する計画内に位置づけるなど）することとされた。
- ④ ③を受け、大阪府においては、各関係所管課における取組み内容について、一層推進するため、第5次障がい者計画に位置づけたる。（令和6年3月）
- ⑤ 第5次大阪府障がい者計画内の難聴児の早期発見・早期支援に向けた計画については、本資料のとおり。

【都道府県計画における庁内関係所管課】

- 健康医療部 地域保健課
- 福祉部 障がい福祉室自立支援課、地域生活支援課（発達 G、地サ G）、子育て支援課
- 商工労働部 就業促進課
- 教育庁 高等教育改革課、高等学校課、支援教育課（生徒支援 G、支援学級 G）、小中学校課、私学課（小中高振興 G、幼稚園振興 G）

第 3 章第 3 節生活場面「学ぶ」

頁	本文（第 5 次障がい者計画より引用）／具体的な取り組み	担当課	修正予定	修正内容案
3	【新規追加】 ○ 国において、「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト（令和元年 3 月開始）」の一環として、令和 4 年 2 月、地域の特性に応じ、難聴児の早期発見・早期支援を総合的に推進するための基本方針が示されました。 これを受け、大阪府では、難聴児の早期発見・早期支援に向けて、各関係所管課における取り組み内容が一層推進するよう、第 5 次障がい者計画に位置づけて取り組みます。			
54	＜現状の評価と課題＞ なお、大阪府では、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」（以下「手話言語条例」という。）に基づき、関係団体との連携のもと、乳幼児期からの言語としての手話獲得・習得支援や全ての府立聴覚支援学校の教員向け手話習得支援などの先進的な施策を展開しています。引き続き手話言語条例に基づく施策を保健医療機関や学校などの関係機関との連携のもと、より一層推進します。	自立支援課 地域生活支援課 子育て支援課 地域保健課 就業促進課 高校教育改革課 支援教育課 小中学校課 私学課	あり 他課なし	【下部に追加（自立支援課）】 また、令和 4 年 2 月に策定された国の「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、令和 2 年 6 月に運営開始された府立福祉情報コミュニケーションセンターを難聴児支援の中核機能拠点として、関係機関と連携し、早期支援を推進します。

頁	本文（第 5 次障がい者計画より引用）／具体的な取り組み	担当課	修正予定	修正内容案
55	2. 個別分野ごとの施策の方向性 (1) 早期療育を受ける ○ 乳幼児健康診査等の受診率向上を図り、聴覚障がいや視覚障がいを早期発見し、早期支援につなげるなど、健診後の支援の充実に努めます。 ○ 乳幼児健康診査等の受診率向上を図り、聴覚障がいや視覚障がいを早期発見し、早期支援につなげるなど、健診後の支援の充実に努めます。 ○ 具体的には、令和 2 年 6 月に運営開始された府立福祉情報コミュニケーションセンターにおける聴覚障がい児や視覚障がい児への相談支援や関係機関との連携による支援治療等に速やかにつなげるとともに、保健・医療・教育等の関係機関と連携しながら障がい児への相談支援・情報提供の充実に努めます。特に難聴児については、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、乳幼児期手話言語獲得ネットワーク等を活用して、福祉・保健医療・教育等の関係機関とさらなる連携を図ります。	自立支援課 地域生活支援課 子育て支援課 地域保健課 高校教育改革課 支援教育課 小中学校課 私学課	あり 他課なし	(1) 早期療育等を受ける ○ 特に難聴児については、国の「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、新生児聴覚検査から・・・
55	(1) 早期療育を受ける ○ さらに、在宅の障がい児の地域生活を支えるため、地域における障がい児支援の中核となる児童発達支援センターの設置並びに当該センターにおける保育所等訪問支援の実施に向けた市町村支援及び障がい児通所支援事業所等に対する機関支援を充実するなど、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。 ○ 放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所等についても、療育機関としての機能を十分に発揮し、学校や障がい児相談支援事業所等の関係機関と緊密な連携を図り、就学時や卒業時などのライフステージの移行段階で支援が途絶することなく、切れ目のない一貫した支援が行われるよう体制の構築を図っていきます。	地域生活支援課	なし	
56	(2) 教育を受ける ○ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校等において、障がいのある児童生徒の状況・ニーズ等を把握して「個別的教育支援計画」等を作成し、教育の充実や教育環境の整備を図ります。	子育て支援課 高校教育改革課 支援教育課 小中学校課 私学課	なし	

頁	本文（第 5 次障がい者計画より引用）／具体的な取り組み	担当課	修正予定	修正内容案
57	（２）教育を受ける ○ さらに、小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍しながら適切な支援を受けることができる通級指導教室や府立高等学校・支援学校における知的障がいのある生徒の学習機会を確保する「自立支援推進校」「共生推進校」の充実を図ります。	高校教育改革課 支援教育課 小中学校課 私学課	なし	
57	（２）教育を受ける ○ 療育、保育、教育に従事する教員等の資質向上に向け、障がいに対する理解に関する研修の充実を図るとともに、柔軟かつ適切な教員等の配置等を行います。併せて、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていきます。 ○ ライフステージに応じた切れ目のない支援を確保するため、学校と障がい児通所支援事業所等とが連携し、地域での課題と学校での課題や支援方針を共有して、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援を充実することにより、将来の地域での自立生活に向けた個別支援を強化させていきます。	地域生活支援課 高校教育改革課 支援教育課 小中学校課 私学課	なし	
57	（２）教育を受ける ○ 以上のことを踏まえ、府立支援学校が地域の支援教育の充実を推進するセンターとしての役割を発揮し、地域の小・中学校における校内支援体制の構築や教職員の専門性の向上のサポートをはじめとした、校種間や医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化を図ります。	支援教育課	なし	
57	（３）地域で学ぶ ○ 学校在学中から自立生活に向けた職場実習の機会を拡充するとともに、将来の自立した生活に向けた対人関係やコミュニケーション力などを幅広く学ぶことができるよう、学校卒業後の学びの場も確保していきます。	支援教育課 自立支援課	なし	

頁	本文（第 5 次障がい者計画より引用）／具体的な取り組み	担当課	修正予定	修正内容案
60	○乳幼児健康診査等の実施（地域保健課） 新生児スクリーニング検査や市町村における健診において聴覚障がい・視覚障がい・発達障がいを早期発見し、適切な相談支援や療育機関等の関係機関との連携による支援を行います。 市町村における乳幼児健康診査等母子保健事業について、母子保健関係業務報告を取りまとめ、市町村乳幼児健診の実施状況の評価に関する研修及び保健所による市町村支援に活用します。 乳幼児健康診査の従事者が、疾患や障がいの早期発見の視点を持てるように、乳幼児期の発達・低出生体重児の理解・発達障がい児の理解について、保健師等研修を実施します。	地域保健課	なし	
	○障がい児とその保護者に対する相談支援の充実（家庭支援課、地域生活支援課） 大阪府子ども家庭センターにおける障がい児相談支援を引き続き実施するとともに、関係機関に対して障がい福祉サービス等に関する情報提供を積極的に行い、連携強化を図ります。また、家族に対する支援の充実・強化とともに、十分な障がい児相談支援事業所が確保されるよう、引き続き市町村に対して働きかけます。	地域生活支援課	なし	
	○障がい児関係機関ネットワークの充実強化（家庭支援課、地域生活支援課） 保健、福祉、教育等障がい児に関わる関係機関が連携し、さまざまな課題に対応するため、各市町村において構築される障がい児関係機関ネットワークに対し、引き続き大阪府から情報提供や相談対応を行い、障がい児関係機関ネットワークの充実強化を図ります。	地域生活支援課	なし	
	○障がい児通所支援事業の充実（地域生活支援課） 障がい児が、身近な地域でニーズに応じた療育を受けることができるよう、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保と質の向上に努めるとともに、市町村と連携し保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。 さらに、地域における障がい児支援の中核施設となる児童発達支援センターの設置と、当該センターにおける障がい児相談支援、保育所等訪問支援等の地域支援の充実を図る市町村を支援します。	地域生活支援課	なし	

頁	本文（第 5 次障がい者計画より引用）／具体的な取り組み	担当課	修正予定	修正内容案
61	○障がい児等療育支援事業の実施（地域生活支援課） 在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、障がい児の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、療育指導・相談に係る助言・指導・研修等の機関支援を実施します。	地域生活支援課	なし	
	○聴覚障がい・視覚障がい乳幼児の療育指導等の充実（自立支援課） 聴覚障がい・視覚障がい乳幼児の療育指導等について、速やかに府立福祉情報コミュニケーションセンターや療育機関等につなぐとともに、関係機関と連携した切れ目ない支援を行います。	自立支援課	なし	
62	○障がい児受入れに対する幼稚園への支援（私学課） 私立幼稚園等における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園等に対し助成します。	私学課	なし	
	○障がいのある幼児の指導（子育て支援課、支援教育課、小中学校課、私学課） 幼稚園、保育所、認定こども園等において、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施等により、障がい児や保護者への理解をさらに深め、保幼小連携を一層進めつつ、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう取り組みます。	子育て支援課 支援教育課 小中学校課 私学課	なし	
	○幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修（子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課） 幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解の下、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に引き続き取り組むとともに、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていきます。 また、幼稚園新規採用教員研修・幼稚園 10 年経験者研修・幼児教育アドバイザー育成研修等において、インクルーシブ教育についての内容を継続して実施します。	子育て支援課 小中学校課 高等学校課 私学課	なし	

頁	本文（第 5 次障がい者計画より引用）／具体的な取り組み	担当課	修正予定	修正内容案
	○就学相談・支援の充実（支援教育課） 義務教育段階においては、本人・保護者の意向を最大限に尊重し、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズを丁寧に把握し、就学先を決定するよう、市町村教育委員会の担当者に対する協議会等を開催し、適切な指導助言を行います。	支援教育課	なし	
	○通常の学級の充実（小中学校課） 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう努めます。	小中学校課	なし	
	○通級指導教室の充実（支援教育課、高等学校課） 発達障がい等の児童生徒に通級指導を行う際には、意義及び役割を踏まえた支援が行えるよう、教員の資質向上に向けた研修等の実施に努めるとともに、専門性を考慮しつつ柔軟かつ適切な教員等の配置等を行うほか、市町村と連携して小・中学校の通級指導教室の設置促進を図ります。	支援教育課 高等学校課	なし	
63	○障がい理解教育に関する研修（小中学校課、高等学校課） 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。	小中学校課 高校教育改革課 高等学校課	なし	
	○高等学校入学者選抜における受験上の配慮（高等学校課） 受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。	高等学校課	なし	

頁	本文（第5次障がい者計画より引用）／具体的な取り組み	担当課	修正予定	修正内容案
	○高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実及び教育環境の整備（高等学校課、施設財務課） 高等学校において、入学時に生徒・保護者が記載した「高校生活支援カード」を活用して、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、入学後の生徒支援を図り、学校と相談支援機関等とが連携し、地域での課題と学校での課題、支援方針を共有して障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を確保します。 また、このカードの内容と中学校からの「個別的教育支援計画」を基にして、「個別的教育支援計画」を作成し、高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実をめざし、校内組織のあり方、教育課程の編成、教育条件整備のあり方の検討を進め、具体化します。 さらに、高等学校施設において、障がいのある生徒の学習活動に支障がないよう、エレベーターの整備、手摺り設置、スロープ設置、トイレ改修などのバリアフリー化に努めます。	高校教育改革課 高等学校課	なし	
	○障がい理解教育に関する研修（小中学校課、高等学校課） 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。	小中学校課 高校教育改革課 高等学校課	なし	
	○障がいのある生徒の高校生活の支援（高等学校課） 高等学校に在籍する障がいのある生徒の学校生活を支援するため、エキスパート支援員として全校に配置している臨床心理士等が、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援を行うとともに、学校生活支援員の配置に努めます。	高校教育改革課 高等学校課	なし	
64	○高校に在籍する障がいのある生徒の進路指導の充実（高等学校課） 障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択できるよう、インターンシップや職場見学、大学見学等の機会を含め、進路指導の充実を図ります。	高校教育改革課 高等学校課	なし	
	○支援学校の自立活動等の充実（支援教育課） 病院併設校を除く全ての府立支援学校に福祉医療関係人材（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）を特別非常勤講師として配置し、自立活動の充実を図ります。	支援教育課	なし	

頁	本文（第 5 次障がい者計画より引用）／具体的な取り組み	担当課	修正予定	修正内容案
	○支援学校の就労支援の充実（支援教育課） 事業連携協定を締結している企業との連携を深め、就職希望者の増加や早期からのキャリア教育に取り組み、支援学校の就労支援の充実を図ります。 他部局や企業等との連携を図り、農業などの新しい分野での雇用に取り組みます。 ○就労に向けた支援学校と関係機関の連携（支援教育課） 支援学校におけるキャリア教育を推進し、就職者の職場定着を支援するため、「キャリア教育支援体制強化事業」をより一層推進します。 また、知的障がい支援学校 2 校をモデル校に指定して「キャリア教育支援アドバイザー（企業・大学教員等）」を定期的に派遣し、早期からのキャリア教育の充実・強化をめざし、教育課程の見直しや授業力向上のための指導助言を行います。 また、生徒の就労意欲の向上と保護者の障がい者雇用の理解啓発促進を実現するために、関係機関との情報ネットワーク構築支援を行い、キャリア教育支援体制の強化を図ります。 併せて、教育と福祉、労働機関等が連携し、就労支援に向けて技能検定や就職合同セミナーを開催するとともに、卒業後の学びの場や、就労から職場定着までを見据えた支援に取り組みます。	支援教育課	なし	
	○支援学校の教育の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進（支援教育課） 本人・保護者の意向や、幼児児童生徒の障がいの状況を十分踏まえ、入学前の保健・医療・福祉等の関係機関との連携や卒業後を見据えた長期的な指導ができるよう「個別の教育支援計画」等を活用しながら、きめ細かな教育を行います。このほか、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒の共同学習等を推進します。	支援教育課	なし	

頁	本文（第 5 次障がい者計画より引用）／具体的な取り組み	担当課	修正予定	修正内容案
	○支援学級の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進（支援教育課） 「ともに学び・育つ」学校づくり支援事業で作成する「支援教育ハンドブック」を活用し、障がい種別に応じた自立活動の充実を図るとともに、障がい種別ごとに小・中学校に支援学級の設置を促進します。 福祉・保健・医療等と連携した「個別の教育支援計画」の効果的な活用事例を収集し、実践報告会等で広く周知することを通して「個別の教育支援計画」のより一層の活用を促進します。	支援教育課	なし	
	○支援学校のセンター的機能の充実（支援教育課） 支援学校のセンター的機能について、地域小中学校等への相談支援等をはじめ、就学前の早期把握・早期支援から、卒業後の進路を見据えた関係機関との連携など、一層の充実を図ります。	支援教育課	なし	
65	○障がい児受入れに対する幼稚園への支援（私学課） 私立幼稚園等における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園等に対し助成します。	私学課	なし	
	○高等学校入学者選抜における受験上の配慮（高等学校課） 受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。	高等学校課	なし	
	○幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修（子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課） 幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解の下、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に引き続き取り組むとともに、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていきます。 また、幼稚園新規採用教員研修・幼稚園 10 年経験者研修・幼児教育アドバイザー育成研修等において、インクルーシブ教育についての内容を継続して実施します。	子育て支援課 小中学校課 高等学校課 私学課	なし	

頁	本文（第 5 次障がい者計画より引用）／具体的な取り組み	担当課	修正予定	修正内容案
	○障がい理解教育に関する研修（小中学校課、高等学校課） 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。	小中学校課 高校教育改革課 高等学校課	なし	
	○支援学校のセンター的機能の充実（支援教育課） 支援学校のセンター的機能について、地域小中学校等への相談支援等をはじめ、就学前の早期把握・早期支援から、卒業後の進路を見据えた関係機関との連携など、一層の充実を図ります。	支援教育課	なし	
66	○学校における ICT 教育の充実（支援教育課） 様々な学習場面での ICT 機器活用や情報教育、自立活動等における指導を推進するため、障がいのある児童生徒が早い時期から ICT を活用した教育を受けることができるよう情報教育に係る機器やソフトの整備を図るなど、ICT 環境の充実に努めます。 また、支援学校における情報教育に関する指導技術の向上等を図るため、研究協議会や研修等の機会を充実し、児童生徒の ICT 活用技術の向上に取り組めます。	支援教育課	なし	

第3章第4節生活場面「働く」

頁	本文（第5次障がい者計画より引用）／具体的な取り組み	担当課	修正予定	修正案
68	（1）実際に多くの障がい者が働いている OSAKA しごとフィールドにおける求職者の安定就業や企業の人材確保の実現を図る	就業促進課	なし	
	（1）実際に多くの障がい者が働いている ○ 障がい者を雇用していない企業は障がい理解が不十分な可能性があることから、職場実習機会の確保、合理的配慮の提供に向けた意識改革、障がい者雇用への理解促進など、企業等への働きかけと障がい特性やニーズに応じたきめ細かな支援に取り組んでいます。	就業促進課	なし	
72	○障がい者雇用の一層の促進（就業促進課） ハートフル条例（大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例）の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障がい理解の促進を図るとともに、障害者雇入れ計画書等の提出や雇入れ計画の達成に向けた誘導・支援を行います。	就業促進課	なし	
	○OSAKA しごとフィールドを軸とした支援（就業促進課） OSAKA しごとフィールドにおいて、障がい者をはじめとする求職者に対して、相談・カウンセリングから就職情報の提供、セミナーの実施などを通じて、就職から定着まで一貫した就職支援サービスを提供します。	就業促進課	なし	